

長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会について

- 1 設置目的 時代の変化や少子化に伴い生徒数が減少する中、市立長野の特色である中高一貫校の魅力を更に高める学校づくりを検討するために設置
- 2 設置方法 長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会を設置
- 3 検討内容 市立長野中高が学校の特色を打ち出し、生徒・保護者から選ばれる学校となるための改革方針について検討

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等に関し、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を設置し、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、附属機関の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 附属機関は、必要に応じて市長等に意見を述べることができる。

【別表（第2条関係 抜粋）】

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市立長野中学校・長野高等学校における時代の変化に対応した魅力ある学校づくりに関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	1年